

岩手県医療局管理規程第10号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月15日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～10 [略]</p>	<p>附 則 1～10 [略] <u>(防疫等作業手当の特例)</u> 11 企業職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）が存する病院等、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として医療局長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって医療局長が定めるものに従事したときは、別表第3防疫等作業手当の項の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、防疫等作業手当を支給する。この場合において、同項中「210円の範囲内で医療局長が定める額」とあるのは、「3,000円（患者等の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他医療局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和2年6月15日から施行し、この規程による改正後の医療局企業職員給与規程の規定は、同年2月1日から適用する。